

諮問実施機関：熊本県知事 諮問日：平成29年3月17日（諮問第181号） 答申日：平成30年7月26日（答申第145号） 事案名：水俣病関係訴訟で熊本県知事が主張した内容に係る調査記録及び 議事録・協議録の不開示決定（不存在）に関する件
--

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が水俣病関係訴訟で熊本県知事が主張した内容に係る調査記録及び議事録・協議録について平成28年8月10日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 平成28年7月1日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次のとおり行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件（〇〇訴訟）の控訴審において、被控訴人熊本県知事（以下「被控訴人知事」という。）らは四肢末梢優位の感覚障害を呈する者について、「水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない。」と主張した。

当該障害を呈する者を、同知事らは水俣病にかかっているとはいえないとするのであれば、このことに関する医学的根拠資料を明らかにしてほしい。（以下「本件開示請求1」という。）

に関しての調査記録。（以下「本件開示請求2」という。）

この主張に関しての議事録・協議録。（以下「本件開示請求3」という。）

の開示を求める。

- 平成28年8月10日、実施機関は、保有する行政文書について対象文書の有無を検討し、本件開示請求1の医学的根拠資料については開示決定を行い、本件開示請求2及び本件開示請求3については作成又は取得していないという理由から不存在による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 平成28年9月26日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第6条の規定により、実施機関に対して本件不開示決定を不服とする審査請求を行った。
- 平成29年3月17日、実施機関は、この審査請求に対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定により、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の処分を取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね以下のとおりである。

- (1) 被控訴人知事らは水俣病であるか否かの判断に当たって、水俣病の専門家による総合的かつ多角的な検討に基づくものとするのであれば、実施機関が不存在として不開示とした調査記録、議事録等は存在したはずであるので、これを特定し、開示することを強く求める。
- (2) 被控訴人知事らの主張は、〇〇氏のように四肢末端優位の感覚障害のみの症候を呈する者を、「ニセ患者」と見なすものであって、この姿勢こそが、〇〇氏を長い年月にわたって放置してきた最大の要因であった。
- (3) 被控訴人知事らが、本件控訴審及び上告受理申立て理由書において以下の主張をしたのは、本件開示請求に関する行政文書が存在しなければこのような結論付けはできないことから、審査請求人は、実施機関の弁明には到底承服できない。

ア 当該症候を加齢等によるものとする。

イ 水俣病にかかっているとの認定要件として、それ自体が医学的概念を取り込んだ規範的要件であって、具体的には『定説的な医学的知見に基づいて水俣病にかかっていると認められる』ことを意味する。

ウ 福岡高等裁判所判決は、救済法の定める指定疾病である『水俣病』の解釈及び『水俣病にかかっている』かどうかという水俣病の認定要件の解釈を誤り、これらは単なる事実認定の問題であるとする誤った理解をした結果、本件処分の適法性に関する司法審査の在り方も誤ったものであり、その誤りは重大である。

エ 水俣病に関して一つ一つの症候は原因物質との間で特異的なものではない。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件開示請求2について

熊本県（以下「県」という。）の主張の根拠となる資料を調査するにあたって、当該記録を作成した事実はないため、調査記録は存在しない。

2 本件開示請求3について

本件開示請求1の医学的根拠資料に記載されている内容を主張することについて、特段、協議したことはないため、議事録・協議録は作成していない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件不開示決定の妥当性について

(1) 当審査会において、実施機関に対し、「四肢末梢優位の感覚障害を呈する者について、水俣病と認定すべき医学的知見を欠いており、水俣病にかかっているとはいえない。」と主張した書面が作成されたプロセスは具体的にどのようなものであったのか、そのプロセスの中で協議は行われたのかについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 水俣病関係訴訟における訴訟資料の作成については、水俣病認定業務が法定受託事務であり、争訟の結果は当該業務の根拠法令の効力若しくはその解釈又は国の施策等、国の利害に影響を及ぼすことから、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第7条の規定に基づき法務大臣に訴訟の実施を請求しているため、訴訟指揮は国が行い、水俣病の医学的知見や公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）や認定制度に関する部分は主に環境省が担当している。

イ このため、当該主張に関して、特段、県において協議したことはなく、また、医学的根拠資料について調査した事実も確認できなかった。

(2) 以上のとおり、訴訟資料の医学的知見に関する部分については、主に国が担当しており、審査請求人が開示を求める調査記録、議事録・協議録は作成していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、首肯し得るものと認められる。

(3) よって、本件開示請求2及び本件開示請求3に係る不存在による不開示決定は、妥当である。

2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島正剛
会長職務代理者	井寺	美穂
委	員	立石 邦子
委	員	末松 恵美
委	員	中嶋 直木

審査の経過

年月日	審査の経過
平成29年3月17日	・ 諮問（第181号）
平成30年4月11日	・ 審議
平成30年5月9日	・ 審議
平成30年6月13日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成30年7月11日	・ 審議